

総合科学技術・イノベーション会議が実施する
国家的に重要な研究開発の評価について（改定案）

平成17年10月18日

総合科学技術会議

一部改正 平成26年5月23日

総合科学技術・イノベーション会議

一部改正 平成29年7月●●日

総合科学技術・イノベーション会議

1. 評価目的

内閣府設置法第26条第1項第3号に基づき、国の科学技術政策を総合的かつ計画的に推進する観点から、総合科学技術・イノベーション会議において大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発の評価を行い、その結果を公開するとともに、評価結果を推進体制の改善や予算配分に反映させる。

2. 評価対象

(1) 大規模研究開発

① 新規の研究開発（事前評価）

新たに実施が予定される国費総額が約300億円以上の研究開発 のうち、科学技術政策上の重要性等に鑑み、評価専門調査会において評価すべきと認めたもの

② 継続中の研究開発（中間評価）

①の評価を実施した研究開発 （ただし、評価専門調査会が評価は必要ないと認めた場合を除く）

③ 終了した研究開発（事後評価及び追跡評価）

①の評価を実施した研究開発のうち、研究開発が当該年度の前年度に終了したものの及び評価専門調査会が追跡評価の必要を認めたもの

(2) 評価専門調査会が指定する研究開発

評価専門調査会が以下の視点等から評価の必要を認め指定する研究開発。

- ・ 科学技術や社会経済上の大幅な情勢変化が見られるもの
- ・ 計画の著しい遅延や予定外の展開が見られるもの
- ・ 社会的関心が高いもの（倫理、安全性、期待、画期性等）
- ・ 国家的・府省横断的な推進・調整の必要が認められるもの

3. 評価方法

評価専門調査会が、必要に応じて外部の専門家・有識者を活用し、府省における評価結果も参考として調査・検討を行い、その結果を受けて総合科学技術・イノベーション会議が評価を行う。

以上

新旧対照表

(現行)

総合科学技術・イノベーション会議が実施する
国家的に重要な研究開発の評価について

平成17年10月18日
総合科学技術会議
一部改正 平成26年5月23日
総合科学技術・イノベーション会議

1. 評価目的

内閣府設置法第26条第1項第3号に基づき、国の科学技術政策を総合的かつ計画的に推進する観点から、総合科学技術・イノベーション会議において大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発の評価を行い、その結果を公開するとともに、評価結果を推進体制の改善や予算配分に反映させる。

2. 評価対象

(1) 大規模研究開発

- ① 新規の研究開発（事前評価）
新たに実施が予定される国費総額が約300億円以上の研究開発
- ② 継続中の研究開発（中間評価）
①の評価を実施した研究開発 のうち、関係府省等による中間評価の実施状況等を踏まえ評価専門調査会が中間評価の必要を認めたもの
- ③ 終了した研究開発（事後評価及び追跡評価）
①の評価を実施した研究開発のうち、研究開発が当該年度の前年度に終了したもの及び評価専門調査会が追跡評価の必要を認めたもの

(改定案)

総合科学技術・イノベーション会議が実施する
国家的に重要な研究開発の評価について

平成17年10月18日
総合科学技術会議
一部改正 平成26年5月23日
総合科学技術・イノベーション会議
一部改正 平成29年7月●●日
総合科学技術・イノベーション会議

1. 評価目的

内閣府設置法第26条第1項第3号に基づき、国の科学技術政策を総合的かつ計画的に推進する観点から、総合科学技術・イノベーション会議において大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発の評価を行い、その結果を公開するとともに、評価結果を推進体制の改善や予算配分に反映させる。

2. 評価対象

(1) 大規模研究開発

- ① 新規の研究開発（事前評価）
新たに実施が予定される国費総額が約300億円以上の研究開発 のうち、科学技術政策上の重要性等に鑑み、評価専門調査会において評価すべきと認めたもの
- ② 継続中の研究開発（中間評価）
①の評価を実施した研究開発 (ただし、評価専門調査会が評価は必要ないと認めた場合を除く)
- ③ 終了した研究開発（事後評価及び追跡評価）
①の評価を実施した研究開発のうち、研究開発が当該年度の前年度に終了したもの及び評価専門調査会が追跡評価の必要を認めたもの

(現行)

(2) 総合科学技術・イノベーション会議が指定する研究開発
総合科学技術・イノベーション会議が以下の視点等から評価の必要を認め指定する研究開発。

- ・ 科学技術や社会経済上の大幅な情勢変化が見られるもの
- ・ 計画の著しい遅延や予定外の展開が見られるもの
- ・ 社会的関心が高いもの（倫理、安全性、期待、画期性等）
- ・ 国家的・府省横断的な推進・調整の必要が認められるもの

指定に当たっては、評価専門調査会が、府省等における対応の状況も踏まえつつ、総合科学技術・イノベーション会議による評価の必要の有無を調査・検討する。

3. 評価方法

評価専門調査会が、必要に応じて外部の専門家・有識者を活用し、府省における評価結果も参考として調査・検討を行い、その結果を受けて総合科学技術・イノベーション会議が評価を行う。

4. その他

大規模研究開発のうち新規の研究開発については、総合科学技術・イノベーション会議が実施する事前評価における指摘事項への各府省及び研究実施機関の対応状況等について、研究開発が開始された後に評価専門調査会がフォローアップを行う。

(改定案)

(2) 評価専門調査会が指定する研究開発
評価専門調査会が以下の視点等から評価の必要を認め指定する研究開発。

- ・ 科学技術や社会経済上の大幅な情勢変化が見られるもの
- ・ 計画の著しい遅延や予定外の展開が見られるもの
- ・ 関心が高いもの（倫理、安全性、期待、画期性等）
- ・ 国家的・府省横断的な推進・調整の必要が認められるもの

(削除)

3. 評価方法

評価専門調査会が、必要に応じて外部の専門家・有識者を活用し、府省における評価結果も参考として調査・検討を行い、その結果を受けて総合科学技術・イノベーション会議が評価を行う。

(削除)